

教育システム情報学会著作権規程

平成 22 年 1 月 1 日

令和 5 年 8 月 7 日 一部改正

(目的)

第 1 条 本規程は、教育システム情報学会（以下、本学会という．）発行の出版物（印刷物，CD-ROM などの電子媒体，Web 等の通信媒体等，媒体を問わない）に掲載される論文および解説記事等，本学会の研究会資料等，ならびに本学会が主催する全国大会，シンポジウム，国際会議等の集会の予稿および予稿集原稿等（以下，論文等という．）に関する著作権の取り扱いに関して定めることを目的とする．なお，本学会と他組織が合同で刊行する出版物の著作権の取り扱いについては別に定める．

(著作権の帰属)

第 2 条 本学会の出版物に掲載される論文等に関する国内外の一切の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定するすべての権利，ならびに外国における上記各権利に相当する権利を含む．以下同じ．）は，別の定めがある場合を除き，原則として本学会に帰属する．

(著作権の譲渡)

第 3 条 著作者は，論文等を投稿する際に，本学会が定める手続きに従い，当該論文等の著作権を本学会に譲渡するものとする．

2. 本学会は，第 1 項により譲渡された論文等を，本学会が発行する出版物，学会が作成する Web サイトまたは CD-ROM 等へ掲載等行うが，著作者は，本学会および本学会が利用許諾する者に対して，当該論文等の著作人格権を行使しないものとする．

3. 特別な事情により第 1 項の適用が困難な場合は，著作者はその旨を本学会に申し出るものとし，この場合の著作権の扱いについては著作者と本学会が協議する．

4. 本学会に譲渡された論文等が，本学会の出版物等に掲載されないこととなった場合は，本条は適用されず，当該論文等の著作権は著作者に留保されるものとする．

(第三者への利用許諾)

第 4 条 第三者から本学会が著作権を有す論文等について利用許諾の申し出があった場合は，本学会において別途定める手続きに従って審議を行い，当該第三者に対し許諾することができる．

(著作者による利用)

第 5 条 著作者が、自ら創作した論文等を利用する場合（著作者個人または著作者が所属する組織の Web サイトへ掲載する場合を含む）には、非営利目的であり、本会の利益を不当に侵害しない限りにおいて、当該論文等を本学会の同意を得ることなく利用できるものとする。ただし、当該論文等を利用した複製物、著作物または Web サイト等の中に出典^{注1)}を明記することとする。

2. 前項の場合を除き、著作者が論文等を利用しようとする場合は、著作者は本学会に事前に申し出を行った上、本学会の指示に従うものとする。

注 1) 記載例「教育システム情報学会誌 Vol.25 掲載」「教育システム情報学会第 33 回全国大会発表」など。

（著作権侵害および紛争処理）

第 6 条 本学会が著作権を有する論文等に対し、第三者による著作権侵害があった場合には、本学会と著作者が協力して解決を図るものとする。

2. 本学会に投稿された論文等が、第三者の権利等の侵害に起因する問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負うものとする。

（発効期日）

第 7 条 本規程は平成 22 年 1 月 1 日から発効するものとする。

（その他）

第 8 条 本規程に定めのない事項に関しては、本学会および著作者等が別途協議のうえ解決を図るものとする。

以上